

H28－H29 シーズン 遊漁者による引縄釣の承認制について (プレジャーボート使用者用 手続概要)

琵琶湖で引縄釣（トローリング）を行う遊漁者・遊漁船業者の方は、琵琶湖海区漁業調整委員会の承認が必要です。

■ 承認制の目的

琵琶湖では、ビワマスを対象とした引縄釣の遊漁者が増加していることから、平成 25 年 12 月から承認制を導入しています。

この承認制は、現在のビワマス資源を維持することを目的としています。また、漁業とのトラブルの未然防止についても引き続き周知していきます。

皆さんの御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

H28-H29 シーズン(平成 28 年 12 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日)の承認制は、**申請手順と制度の内容が昨シーズンと異なる点がありますので、御注意願います。**

■ 主な変更点について

○プレジャーボート使用者の申請手順の変更

- ・プレジャーボート使用者については、申請手順が変更になります。
- ・後述の「**■承認のながれ 1. 申請**」を必ずお読みください。

○プレジャーボート使用者の承認期間の変更

- ・承認期間が平成 28 年 12 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までとなります。

○指示に従わない者に対する措置の明記

- ・本委員会指示に従わない場合には、承認の取消しや次のシーズンの承認を行わない措置を取ることがある旨を明記しました。

■ 承認期間および承認数など

プレジャーボート使用者※

遊漁期間：平成 28 年 12 月 1 日 ～ 平成 29 年 6 月 30 日

承認数：制限しない

同時に使用できる竿の本数：1 承認あたり 2 本以内

※プレジャーボート使用者とは、自己が使用権限を持つ船舶、または使用権限を持つ他人から使用を認められた船舶を使用する者、およびその同乗者。

(例) 自身の船、友人の船、レンタルボートを使用する者など。

■ 申請受付期間

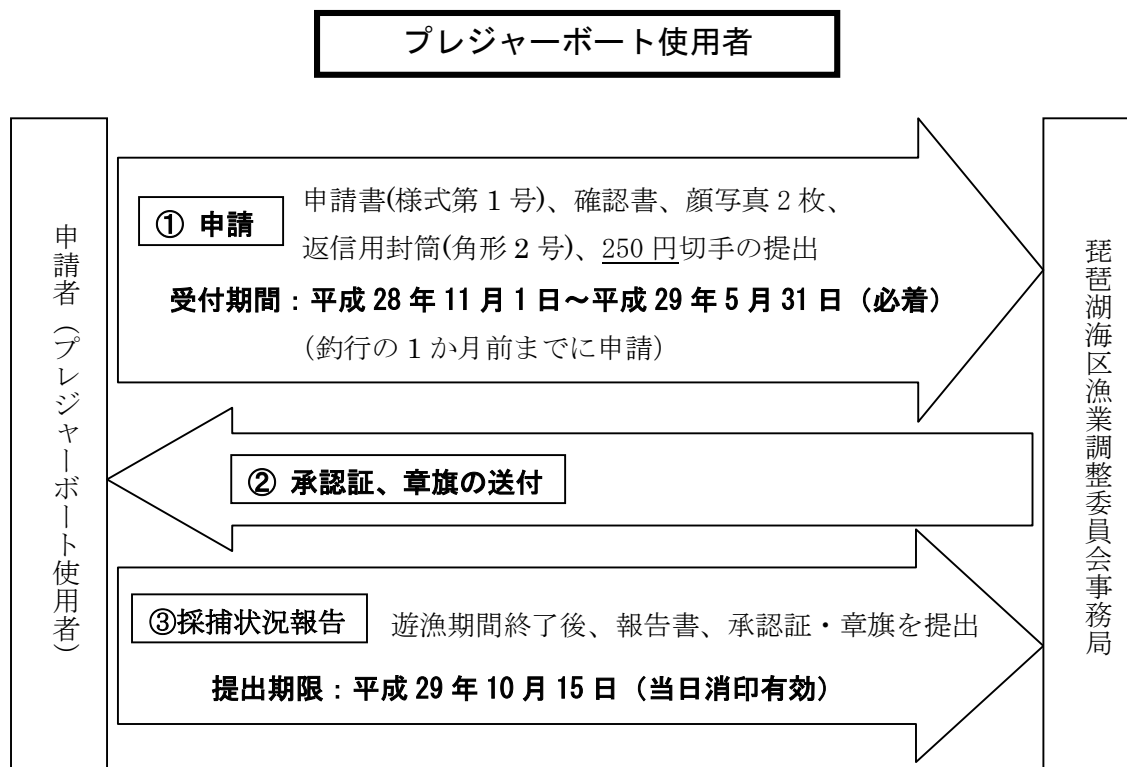
プレジャーボート使用者

平成 28 年 11 月 1 日（火）から平成 29 年 5 月 31 日（水）まで

(平成 29 年 5 月 31 日（水）17 時 15 分必着)

受付期間を過ぎた申請は受付できませんので、申請者の責任において受付期間内に提出してください。

■ 承認のながれ



■ 申請・承認の手続き

プレジャーボート使用者

1. 申請

承認を得ようとする者（以下、申請者）は、申請受付期間内に下記の提出書類を琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（以下、事務局）へ提出してください。申請にかかる費用は申請者の負担となります。

受付期間を過ぎた申請は受付できませんので、申請者の責任において受付期間内に提出してください。

なお、切手の超過額や提出物以外に送付された物は、原則、返却いたしませんので御注意願います。

ア 申請書（様式第 1 号）

- ※ プレジャーボート使用者は引縄釣を行う者ごとに申請（1 人当たり 1 承認のみ）
- ※ 承認を受けた遊漁船業者の船（ガイド船）のみを利用する人は申請不要

イ 確認書

ウ 顔写真 2 枚（縦 45mm×横 35mm、申請者本人のみを写したもの、

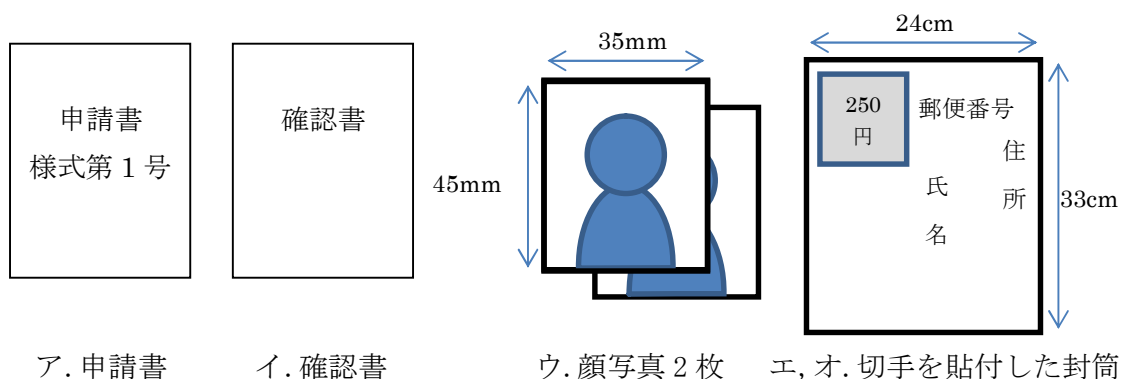
正面・無帽・無背景であること、鮮明であるもの）

（写真の裏面に申請者の名前を記載する）

エ 返信用封筒（角形 2 号、縦 33cm×横 24cm）

（申請者の宛名宛先を記載する）

オ 250 円切手（返信用封筒に貼付しておく）



これらを封筒などに入れて、事務局へ提出

顔写真は現場等で承認者の本人確認のために使用し、その他の用途に用いることはありません。
(顔写真の 1 枚は承認証に貼付、もう 1 枚は事務局が保管します。)

提出先 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（滋賀県庁水産課内）
問い合わせ 電話：077-528-3872

2. 承認審査

プレジャーボート使用者

事務局が承認基準に沿って審査して承認者を決定します。承認基準に満たない者の承認はできません。

また、申請受付期間外に届いた申請書（平成 29 年 5 月 31 日以降のもの）は承認審査の対象とはなりません。

承認基準

[プレジャーボート使用者]

- ・前年承認者のうち採捕状況報告書を提出済みの者、および前年未承認者
- ・関係法令*を順守する者

※ 関係法令とは、漁業関係の法律、規則、委員会指示を指す。

3. 承認結果の通知、承認者へ承認証および章旗の送付

プレジャーボート使用者

1. の提出書類が事務局で確認できた場合であって承認された場合には、提出いただいた返信用封筒（250 円切手を貼付したもの）に、審査結果と併せて承認証、章旗、その他案内を送付します。

承認審査、承認決定や発送作業に時間がかかりますので、**釣行される 1 か月前までに申請**してください。申請が集中することにより、それ以上かかる場合があります。

4. 採捕状況報告

プレジャーボート使用者

承認者は、遊漁の終了後、採捕状況報告書（様式第 3 号および様式第 4 号）、承認証および章旗を事務局に提出することとします。

提出期限：平成 29 年（2017 年）10 月 15 日まで（当日消印有効）

■ 他人名義の使用、承認証および章旗の貸借の禁止

申請は、他人名義を用いての申請はできませんので、必ず遊漁をされる本人が申請してください。また、承認証および章旗は他人へ貸与することはできません。

他人名義での申請や章旗等の貸借を確認した場合は、承認の取り消しや承認証および章旗を返納していただくことがあります。

また、章旗等の貸借が確認された場合、次のシーズンの承認を行わないなどの対処をする場合がありますので、くれぐれも他人名義を用いた申請や章旗等の貸借をしないようにお願いします。

様式第1号 (プレジャーボート使用者用)

ビワマスなどの採捕を目的とした引縄釣承認申請書
(プレジャーボート使用者用)

年 月 日

(宛先)

琵琶湖海区漁業調整委員会会長

(〒)

住所 _____

ふりがな
氏名 _____

年 齢 _____

電話番号 _____

E mail _____

前回に承認 あり(前回の承認番号 27-)

なし (どちらかに○)

下記のとおり琵琶湖において、ビワマスなどの採捕を目的とした引縄釣を行いたいので申請します。

記

1 使用する船の形態 (ア～イのどれかを選択してください。複数でも可。)

ア 個人所有の船 出港予定港 ()

イ 貸船業者の船 利用される貸船業者名 ()

2 採捕計画

(1) 引縄釣を行う予定の主な水域 (記入例：竹生島周辺、姉川沖など)

()

(2) 引縄釣を行う予定の月 (遊漁期間) (該当の月に○、複数の月でも回答可。)

H28	H29					
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月

(事務局使用欄) 記入しないでください。

受理日	整理番号	承認番号	備考

確 認 書

平成 28 年 9 月 30 日付け琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 3 号による琵琶湖における「遊漁者による引縄釣（釣糸および釣針を有する漁具を、船舶を使用して引きまわして行う釣漁法をいう。）」の承認にあたり、下記のことを確認いたします。

記

- 1 採捕したビワマスを販売しません。また、自ら経営する飲食店等で提供しません。
- 2 採捕したビワマスを自己で消費する目的以外で、水産加工業者、鮮魚店、飲食店、スーパー等流通業者、ホテル・旅館等に、無償であっても持ち込みません。
- 3 ビワマスの資源保護に十分に配慮します。
- 4 本委員会指示および関係法令等を順守します。
- 5 漁具をはじめ他の船舶、港湾・漁港などの施設および他者に損害を与えないようにします。
- 6 滋賀県水産課が行う監視業務に協力します。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

琵琶湖海区漁業調整委員会会長 様